

企画競争説明書

業務名称：グアテマラ国地域警察プロジェクトにかかるインパクト評価

調達管理番号：21a00590

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年9月29日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年9月29日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：グアテマラ国地域警察プロジェクトにかかるインパクト評価

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年12月 ～ 2026年2月

競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提

案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年12月 ～ 2023年2月

第2期：2023年 3月 ～ 2026年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

(第1期)

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

(第2期)

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の16%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の16%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の 8%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

グアテマラ事務所

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本件における特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年10月8日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年10月14日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年10月22日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

〔例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

- 1) プロポーザル・見積書

- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) データ収集（再委託）： 10,000,000 円
本業務を通じて確定するインパクト評価のデザイン設計に応じて、ベースライン調査、エンドライン調査としてデータを収集する。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 GTQ=14.5268 円
 - b) US\$ 1 =109.862 円
 - c) EUR 1 =129.628 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／インパクト評価

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 2.00 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点
本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 5) 上記、1)～4)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年11月5日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果（順位）及び契約交渉権が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：各種インパクト評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／インパクト評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／インパクト評価1）】

a) 類似業務経験の分野：

各種インパクト評価に係る業務

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語（スペイン語ができることが望ましい。）

d) 業務主任者等としての経験

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	14	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／インパクト評価1</u>	(40)	()
ア) 類似業務の経験	15	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5	
ウ) 語学力	5	
エ) 業務主任者等としての経験	10	
オ) その他学位、資格等	5	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」または「JICA」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「グアテマラ国地域警察プロジェクトにかかるインパクト評価」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景

グアテマラ国治安の主要課題の一つは首都圏の治安である。この10年で統計上治安は改善傾向にあり、人口10万人当たりの殺人件数が46.4人と過去最高値を記録した2009年より年平均7%減少を続け、2019年には21.5人にまで減少した（統計報告2019、SECRETARÍA TÉCNICA DEL CONSEJO NACIONAL DE SEGURIDAD REPÚBLICA DE GUATEMALA）。その他の犯罪も減少傾向にある中で、恐喝は増加傾向にあり、2018年から2019年にかけて70%の増加が報告されている（CENTRO DE INVESTIGACIONES ECONOMICAS NACIONALES）。当国政府は政権交代に関わらず一貫して重要政策として警察官の増員をはじめとした治安対策を進めてきた。国家開発計画「K' atun 2032」においても、2032年までに10万人あたりの殺人件数を10件まで低減させること、そのための活動のひとつとして治安を担う政府機関の「防犯」への取り組みを重視することが明記されている。

かかる状況を受け、JICAは2016年から2019年にかけて技術協力「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」を実施した。国家文民警察（Policia Nacional Civil、以下「PNC」という。）の統計情報やプロジェクトの事業完了時に実施した市民意識調査¹の結果から住民による警察官への信頼度の向上や、治安の改善に関する認識の向上が確認されている。これらのことから、プロジェクトサイトにて警察と地域住民の信頼関係を構築することでコミュニティの防犯機能が高まり、犯罪抑止力が向上したことが推定される。

他方、同プロジェクトで分析した統計情報や市民意識調査は事業の事前事後の比較であり、事業の介入を行っていない場合との比較は出来ていないため、同調査結果をプロジェクトの介入による純粋な効果と明言することは難しい。

このため本業務では、2021年3月に開始した（2026年3月終了予定）の技術協力「地域警察プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を対象に、適切な手法に基づいたインパクト評価をプロジェクトの一環として実施し、本プロジェクトの介入による効果検証を行う。そして、今後PNCがグアテマラ政府内や他ドナー機関に対して、地域警察業務とその普及の重要性を表すためのエビデンスを示すこととする。

第3条 プロジェクトの概要

¹ <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042910.html>

対象プロジェクトの成果は大きく①地域警察業務普及のための実施体制の整備、②PNC内部の地域警察業務定着のための教育カリキュラムの強化、③プロジェクトサイトの警察官の地域警察業務能力の強化、④PNCによる住民の警察へのイメージ改善及び警察官の意識改善のための活動の強化、の4点からなる。これらはPNC内部における地域警察の定着を目的として実施する。プロジェクトの詳細は対象プロジェクトの事前評価表²を参照のこと。

本業務が対象とするのは、上記の内、③プロジェクトサイトの警察官の地域警察業務能力の強化及び④PNCによる住民の警察へのイメージ改善及び警察官の意識改善のための活動の強化についてのインパクト評価である。なお、①と②は直接プロジェクトサイトでは行わず、PNC本部に働きかけるものであり、事業対象地域以外にも影響を及ぼすと考える。

第4条 業務の目的

本業務の目的は、インパクト評価の実施(データ収集・分析、分析・評価結果の取りまとめ)により以下の評価設問への回答(検証結果)を明示することである。

「グアテマラ首都圏55カ所の準警察署に地域警察業務を普及することと、同業務を普及しない場合とを比較し、①警察官の意識や行動が改善するか、②その周辺コミュニティの住民の警察や治安への認知は改善するか、③周辺地域の治安は改善するか」評価設問の各要素の詳細は以下のとおり。

- 介入対象：治安はグアテマラ国全土における課題であるが、特にグアテマラ首都圏の犯罪発生率が高い。政府はグアテマラ国全土の治安改善を目指しているが、特にグアテマラ首都圏の犯罪発生率が全土の犯罪発生率を引き上げていることから、PNC 組織・戦略開発部局の情報分析により犯罪発生率が高いとされているグアテマラ首都圏において、治安改善に資する有効な介入が求められている。なお、本プロジェクトでは、レッドゾーン(最も犯罪率が高い警察管区)に属するものの、プロジェクトサイトではない準警察署への介入(研修・機材供与)は事業実施期間中は行わないが、グアテマラにて警察支援を行っている USAID/アメリカ大使館や他国際機関が介入する可能性はある。USAID/アメリカ大使館の介入対象は、準警察署の一つ上の警察署であり、研修ではなく機材の供与を実施する可能性がある。
- 介入内容・比較対象：上述のように、本インパクト評価で検証すべき点は、地域警察プロジェクトで実施する、①プロジェクトサイトの警察官を対象とした地域警察業務能力の強化、②PNC による住民の警察へのイメージ改善及び警察官の意識改善のための活動の強化、を実施することの効果である。その効果を検証するために本プロジェクトにより上記を実施した準警察署及びその周辺コミュニティと、上記業務を実施しなかった準警察署及びその周辺コミュニティの比較を行う。
 - ① プロジェクトサイトの警察官を対象とした地域警察業務能力の強化においては、地域警察業務に必要な機材整備(オートバイ、パソコン及びパソコン周辺機器、オフィス用物品)、警察官向け研修の実施を行う。
 - ② PNC による住民の警察へのイメージ改善及び警察官の意識改善のための活動の強化としては、市民向けに警察業務の広報を行う。

² https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1941934_1_s.pdf

プロジェクトサイト以外の準警察署では、上記活動は実施しない。

- アウトカム：本評価で最も重要と考えているアウトカム（プライマリーアウトカム）は「警察官の意識・行動の改善」とする。次に重要度の高いアウトカム（セカンダリーアウトカム）として「住民の認知度の改善」とする。加えて、これらのアウトカムの結果として発現が期待される最終アウトカムとして、「治安状況の改善」についても検証する。プライマリーアウトカム、セカンダリーアウトカム、最終アウトカムは、介入開始から4年後（事業最終年度）の値を検証する。

なお、警察官の意識・行動の改善を測る項目としては、自己肯定感、戸別訪問の回数、住民とのイベントへの参加回数、その他の行動変容（笑顔の回数の変化）等を想定している。住民の認知度としては警察官への好感度、巡回の有無、警察官との会話の有無、通報件数、治安の体感などを想定している。上記以外の指標についても提案を妨げない（各測定項目はあくまで発注者の想定であり、受注者の提案を求める治安状況の改善」の測定項目についても同様に提案を求める）。測定するアウトカムの優先度は、上記の通りだが、特に、「警察官の意識・行動の改善」、「住民の認知度の改善」を重視している。犯罪統計については、上記2点のエビデンスの質を担保するためであれば、質が劣後しても構わない。

第5条 業務の範囲

本業務は、2021年3月30日に開始された「地域警察プロジェクト」にかかるインパクト評価の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 求める確証度

グアテマラ国内にて、グアテマラ首都圏以外にも地域警察業務の普及・定着を図ることが期待されている。本インパクト評価の結果は、地域警察業務の普及・定着を進めるためのグアテマラ政府内での検討材料として活用されることを想定しており、高い確証度が必要となる。また、第三国協力国であるブラジル、そのほか地域警察プロジェクトを実施している中米周辺国、また国連を含む他ドナーに対しても、その有効性を示す必要がある。そのため、ランダム化比較試験（クラスターランダム化比較試験も含む）の実施は難しいが、それに準じる定量的な効果検証デザインを用いた確証度の高いエビデンスが求められる。

(2) 確定事項

- 想定する効果量：本プロジェクトの効果としては、「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）のエンドライン調査で得られた効果量と同程度のポジティブな変化を想定しているが、対象地域が前プロジェクトの4準警察署（2警察管区）から、本プロジェクトでは55準警察署（6警察管区）に拡大すること等の理由により、前プロジェクトの効果量よりは若干少ないことを想定している。前プロジェクトで得られた効果は具体的には、以下の通り。
 - 治安が良い・非常に良いと感じる住民の割合が倍増する（前プロジェクトでは約25%→71%）

- 警察への信頼感ある、とても有ると感じる住民の割合が倍増する（前プロジェクトでは 24%→56%）
 - 行動変容については、警察官の対象準警察署の 70%以上の者が何らかのポジティブな変化がある（地域活動の回数が増える）ことが想定される。
 - 犯罪統計については、感覚的には 30%程度の改善が得られることが暗黙の了解とされる。
- 介入対象の選定プロセス：本プロジェクトはグアテマラ国のグアテマラ首都圏 55カ所の準警察署及びその周辺コミュニティで実施することが確定している。55カ所の準警察署は既に選定済であるため、ランダム化比較試験（クラスターランダム化比較試験も含む）の実施は難しく、検討していない。55カ所の準警察署（6警察管区）はグアテマラ首都圏のうちレッドゾーンに属している。レッドゾーンに位置付けられる準警察署³は 55カ所以上（70カ所）あるが、55カ所の準警察署が選定された理由としては、犯罪統計以外の明確な基準は明らかになっていない⁴（犯罪統計や準警察署へのアクセスなどを複合的に判断した結果と推察される）。また、レッドゾーン区域内でも、一つの警察管区に属する準警察署が全て介入対象として選定されているわけではなく、同じ警察管区内でも介入対象となっていない準警察署もある。
 - サンプルサイズの上限：グアテマラ首都圏の警察管区は 6カ所、準警察署は合計 140カ所⁵。そのうち、レッドゾーンに属する警察管区は 6カ所、準警察署は 70カ所ある。各準警察署には凡そ 30名から 120名の警察官が所属している。よって、これらがサンプルサイズの上限となる。
 - データ収集予算：データ収集にかけられる予算は概算で 1,000万円を想定している。この範囲内であれば、データ収集の方法・回数は自由に提案して構わない。なお、本業務で収集するデータは、本プロジェクトのベースライン調査やエンドライン調査でも活用する可能性があり、プロジェクト関係者へのデータ共有等を行う。
 - 利用可能なデータ：PNCにおいて犯罪統計を収集している（各警察署が集計し、PNC本部で取り纏めている）。また多少の情報の誤差はあるものの、準警察署に所属する警察官のリスト（役職、氏名、性別などを記載）を作成している。業務開始後、必要に応じて対象プロジェクトの実施機関を通じて、当該リストの提供を受けることが可能である。
また、55カ所の準警察署の特徴を把握するため、治安統計、対象面積、対象人口、警察署の規模、等について情報は、閲覧資料「治安統計データ」（サンプル）の

³グアテマラ首都圏にはPNC本部、そのもとに警察署があり、その下にEstación（平均10村／コミュニオン）及び準警察署（Subestación）が存在する。

⁴以下の基準で選定されているとの情報があるが、明確な基準や点数などはない。

- グアテマラ中央管区にあること。
- 犯罪統計が中・低位であること。
- 地域警察活動が実施されていること。
- 市役所の支援・協力が得られていること。
- 官民連携等、治安問題に他機関の協力・協力が得られていること。
- 先住民系住民が居住していること。
- 国内観光推進の可能性のあること。
- 何らかの問題を抱えていて、内務省・警察本庁の介入が必要であること。

⁵ 犯罪率が高いレッドゾーン（準警察署数70）の他に、犯罪率が中程度のオレンジゾーン（46）と低程度のイエローゾーン（24）がある。

通り。

また、犯罪統計は準警察署では署内の白板に日々の犯罪統計が種別に一覧表で纏められている。準警察署のデータを基に、紙ベースまたはパソコン入力したものを数か月に一度本警察署、警察管区本部経由でPNC本部が集計している。本プロジェクトにおいては、対象準警察署にはパソコン及びインターネットを配備予定で、月次で犯罪統計を集計予定。介入対象外警察署(コントロール群となる予定の署)については、現時点では紙ベースでの報告が多い。犯罪統計サンプル(各警察署(Comisaria)が管轄する地域(ZONA)、社会経済レベル、商業形態、警察署所員数、ポジションごとの署員数、予算、犯罪統計)は閲覧資料の通り。

それ以外のデータについては現時点で確認できているものはない。

- タイムフレーム: アウトカムの収集タイミング(本プロジェクト活動開始から4年後)に照らして十分な期間を確保する。グアテマラ国の地域警察業務への提言については、プロジェクト終了時まで分析の結果をPNCに報告書として提出する必要がある。
- プロジェクト実施体制: 参考資料「討議議事録(Record of Discussions: R/D)」参照
- その他: インパクト評価で再委託契約するローカルコンサルタントが、介入対象の55カ所の準警察署、周辺コミュニティを対象とした事業本体のベースライン調査及びエンドライン調査も含めて実施する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受けて、特に本プロジェクトの活動の一つである研修等の実施に関して、一部時期をずらす、或いはオンライン対応とする等、変更や遅延が生じる可能性がある。研修の具体的な実施方法はこれから検討するため、JICAグアテマラ事務所とプロジェクト進捗に関して定期的に確認をする。

第7条 業務の内容

上記、「1背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析ごとに具体的に決定すること。

上記2条から6条までの内容を踏まえつつ、以下(1)から(6)に示す作業を行う。

(1)から(6)の順番は一般的なインパクト評価の実施工程に沿っているが、プロポーザルでは提案する評価デザインに応じて適切な順番で記載をすること。また、追加的に必要となる作業がある場合は、その必要性とともにプロポーザルで提案すること。

現地業務は、評価デザイン確定前、データ収集実施時に2回の計3回想定している。

(1) 評価デザイン確定

プロポーザルで提案する評価デザインを基に、JICAグアテマラ事務所、中南米部、ガバナンス・平和構築部、評価部、対象プロジェクトの専門家等の関係者と協議し、必要に応じて追加的な情報収集を行ったうえで、評価デザインを確定する。確定した評価デザインはプロトコルとして取りまとめ、JICAグアテマラ事務所に提出・説明を行い、合意を得る。プロトコルには、用いる評価デザイン、サンプルサイズ、必要データ及びその収集計画(ローカルコンサルタント等を活用した社会調査を実施する場合はその詳細計画)、データ分析方針、結果を一般化できる範囲について記載すること。また、それぞれの項目について、その妥当性を示す論拠を記載すること。

(2) 倫理審査

ラテンアメリカ社会科学大学院大学 (FLACSO) グアテマラ分校に設置される倫理審査委員会における倫理審査を受け、承認されること（上記倫理審査に求められる資料の作成を行う。また、倫理委員会の規定・指示に従うことを含む）。業務ではデータ収集部分についてのみ倫理審査を受けることを想定している。事業介入自体の倫理的側面は、JICA内のプロセスにより確認済みである。そのため、本業務での倫理審査は、インパクト評価の実施に関わる比較デザインとデータ収集などの部分が対象となる。FLACSO以外での倫理審査についてはコンサルタントの提案、JICAの承認により可能とする。

(3) 介入実施の調整・モニタリング

原則として介入実施は対象プロジェクトの実施体制の責任となるが、(1)で確定した評価デザインに則り、介入が適切に実施されるように事業進捗のモニタリング、6カ月に1回程度のJICAへの報告・協議を行う。想定される懸念事項とそれへの対処法については、プロポーザルにて記載すること。

(4) データ収集

(1) で作成したプロトコルに基づき、既存データ・新規データを問わず、介入効果を推定するために必要となるデータを入手する。実際のデータ収集に先立ち、用いる調査ツール、調査員マニュアル等を含む調査計画書を作成し、JICAと合意する。データ収集には現地再委託を認める。データ収集後はその結果をまとめた調査報告書を作成、提出する。

(5) データ分析

入手したデータを用いて分析を行う。分析は介入効果の推定だけではなく、例えばベースラインを実施する場合はバランスチェックなどの作業も含む。どのような分析をどのタイミングで行うべきかについては用いる評価デザインに依存するため、提案する評価デザインに応じて必要となる分析作業、及び分析方法はプロポーザルにて提案すること。分析の各段階において分析結果を関係者に共有し、コメントを得る。

(6) 報告書作成

第8条に示す各種報告書等を作成する。作成した報告書等はJICAの確認を得た上で必要に応じた修正を行い、最終化する。

第8条 報告書等

最終成果品作成までの手順と提出すべき途中成果品は以下のとおりとする。

(1) 第一期

	成果物	提出時期	言語・部数・仕様	内容
1.	調査計画書 (評価方針)	2022年1月中旬	和文2部（印刷版） 及び電子データ	収集するデータやサンプリング方法、調査方法、用いる調査ツール、調査実施体制、スケジュール等を記載すること。用いる調査ツール（質問票を想定）、調査員へのマニュアル等も添付すること。
2.	現地調査説明資料	2022年1月中旬	西文5部（印刷版） 及び電子データ	・ 調査団の構成 ・ 全体スケジュール ・ 現地調査計画（日程、訪問予

				定先) 案件概要
3.	質問票及び調査計画書	2022年2月中旬	和文・西文電子データ	・ 調査方法、調査項目、対象者 ・ 質問票の作成
4.	ベースライン調査報告書	2022年8月	和文3部（印刷版）及び電子データ	・ ベースライン調査結果内容
5.	業務実施報告書	2023年2月	和文3部（印刷版）及び電子データ	・ 業務実施概要を簡潔に記載した報告書

(2) 第二期

	成果物	提出時期	言語・部数・仕様	内容
1.	ベースライン調査報告書	2022年8月	和文3部（印刷版）及び電子データ	・ ベースライン調査結果内容
2.	調査実施報告書、データセット、コードブック	2025年12月中旬	データセット:csv ファイルもしくは Stata ファイル (dta.)	調査結果について取りまとめたもの。想定していた調査計画からの変更点については必ず記載すること。 データセットについては何の加工もしていないRaw dataと必要なクリーニング等の処理を施したデータの双方を提出すること。また、Raw dataから処理済みのデータまでの過程を記録したプログラムも合わせて提出すること。データが複数のファイルに分割されている場合は、各ファイルの関係がわかるような説明を添付すること。また、各変数の定義や内容がわかるコードブックも提出する。
3.	最終報告書	2026年2月下旬		仕様は、下記（3）を参照

(3) 最終報告書の仕様

	成果物	提出時期	言語・部数・仕様	内容
1.	評価報告書	2026年2月下旬	和文2部・西文1部（印刷版）及び電子データ	分析結果を含む、インパクト評価の報告書。評価結果から導き出される政策的含意についても記載すること。
2.	評価結果概要	2026年2月下旬	和文2部・西文5部	評価の概要とその結果について、

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

（3）安全管理

現地渡航を実施する際には外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（4）現地調査に係る費用について

「第 4 章 経費積算に係る留意事項」に記載のとおり、現地調査にかかる経費は見積金額に含めることとする。

（5）個人情報

本調査により作成される中間成果品及び最終報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する規程等に基づく取扱いとなる。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

第1期：2021年12月 ～ 2023年2月

第2期：2023年 3月 ～ 2026年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 5.50人月（現地：1.00人月、国内：4.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／インパクト評価1（3号）

② インパクト評価2

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めますが、プロポーザルにおいては10,000千円を定額計上して下さい。

➤ データ収集

本業務を通じて確定するインパクト評価のデザイン設計に応じて、ベースライン調査、エンドライン調査としてデータを収集する。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

➤ 「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」エンドライン調査結果（Comparativa y análisis de datos generales “Encuesta de percepción ciudadana en área de intervención” 2017 y 2019）

➤ 「グアテマラ国地域警察プロジェクト」詳細計画策定調査結果（PDM、POなどを含む）

➤ 犯罪統計データ（サンプル）

2) 公開資料

➤ 「コミュニティ警察の普及を通じた警察人材育成プロジェクト」事業完了報告書（<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042910.html>）

以上